

令和6年第3回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2024年（令和6年）12月17日

福山地区消防組合議会

令和6年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2024年（令和6年）12月17日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議席の指定並びに変更	6
管理者挨拶	6
報第 3 号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について	7
議第 9 号 令和5年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	8
議第10号 令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算	11
議第11号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の全部改正について	13
議第12号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について	14
議第13号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	15
議第14号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	16
閉会	18

令和6年第3回福山地区消防組合議会定例会会議録

2024年（令和6年）12月17日（火曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

2024年（令和6年）12月17日 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議席の指定並びに変更
 - 第 4 報第 3 号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について
 - 第 5 議第 9 号 令和5年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第 6 議第10号 令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算
 - 第 7 議第11号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の全部改正について
 - 第 8 議第12号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 9 議第13号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - 第10 議第14号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

1 番 佐久間 裕 徳

2 番 平 川 富 章

3 番 清 水 寛 敏

4 番 木 村 素 子

5 番 野 村 志津江

6 番 小 山 友 康

7 番 福 田 勉

8 番 小 川 善 久

9 番 八 杉 光 乗
1 2 番 能 宗 正 洋
1 4 番 連 石 武 則
1 6 番 岡 崎 正 淳
1 8 番 池 上 文 夫
2 0 番 小 林 茂 裕

1 1 番 石 口 智 志
1 3 番 田 辺 稔
1 5 番 加 藤 吉 秀
1 7 番 今 岡 芳 徳
1 9 番 稲 葉 誠一郎

欠 席 議 員

1 0 番 奥 陽 治

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 枝 広 直 幹
副 管 理 者 小 野 申 人
監 査 委 員 小 葉 竹 靖
会 計 管 理 者 甚 田 温 子
総 務 部 長 片 岡 伸 夫
総務部総務課長 曾 根 康 太
総務部予防課長 下 見 育 弘
警 防 部 警 防 課
警 防 司 令 官 堤 太 作
警防部指令課長 寺 山 文 宏
北 消 防 署 長 能 島 正 和
西 消 防 署 長 三 好 浩 正
芦 品 消 防 署 長 村 上 典 秀

副 管 理 者 中 島 智 治
副 管 理 者 入 江 嘉 則
監 査 委 員 橋 本 龍 之
消 防 局 長 濱 田 善 章
警 防 部 長 下 宮 正 靖
総 務 部 総 務 課
企 画 管 理 担 当 課 長 高 卯 文 紀
警防部警防課長 木 舎 晴 可
警防部救急課長 濱 田 信 孝
南 消 防 署 長 高 橋 光 男
東 消 防 署 長 杉 原 誉 輝
水 上 消 防 署 長 川 崎 憲 和
府 中 消 防 署 長 穂 垣 光 浩

事務局出席職員

事 務 局 長 今 川 真 一
事 務 局 員 吉 岡 佑 之
書 記 前 孝 直

事 務 局 員 佐 藤 美 穂
書 記 渡 辺 宏 和

午前10時00分開会

議長（今岡芳徳） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（今岡芳徳） これより本日の会議を開きます。

議長（今岡芳徳） ただいまの出席議員19人であります。欠席の届出のあった議員は、奥陽治議員であります。

議長（今岡芳徳） 日程に入るに先立ち、御報告をいたします。

神石高原町議会選出の小川清治議員は12月4日をもって議員の任期を満了されました。これに伴い、組合議会の議員に神石高原町議会議長から12月6日付で小川善久議員を選出した旨の通知がありました。

御当選になりました小川善久議員を御紹介申し上げます。

自己紹介をお願いいたします。

8番（小川善久） 神石高原町議会から選出いただきました小川善久です。よろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） 以上で御紹介を終わります。

このたび御当選になりました小川善久議員は、議席の指定をいたしますまで、ただいまの席に御着席をお願いをいたします。

諸般の報告

議長（今岡芳徳） 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から2024年、令和6年4月分から9月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（今岡芳徳） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（濱田善章） 失礼します。

貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、消防活動の連携・強化についてでございます。

11月9日、10日に香川県内で実施された中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練に、福山地区消防組合からは、救助隊5人、消火小隊4人、後方支援隊4人の合計3隊13人が参加いたしました。この訓練では、南海トラフ地震等の大規模災害に対応するための参集訓練及び実践的な部隊運用訓練を実施しました。

本年8月8日には、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されたところであります。今後も、緊急消防援助隊ブロック訓練を中心に、より迅速な参集体制の確立、運用技術の向上及び連携活動能力の強化を図り、応援及び受援体制の確立に努めてまいります。

また、近年は、大規模地震のみならず気候変動に伴う豪雨災害が激甚化・頻発化しており、住民の皆様が防災について考える機会が増えており、消防に寄せる期待も一層高まっていると受け止めております。

引き続き、大規模化する自然災害の発生に備え、関係機関と連携するとともに、災害対応力等の消防力向上に努めてまいります。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。本年1月から10月末までの火災発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり74件で、前年同期と比較いたしまして24件の減となっております。主に建物火災、林野火災が減少したことによるものでございます。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように、前年同期と比較し3人増の7人となっております。損害額は、表の右端にありますように1億4,300万円余で、前年同期と比較して5,700万円余の増となっております。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、3ページをお願いいたします。本年1月から10月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり2万2,230件出場し、1万9,423人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で541件、搬送人員で639人の増加となっております。主な要因としては、一般負傷及び急病による救急要請が増加したことによるものでございます。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

今後も、保健所、医師会等と連携を密にし、救急需要に的確に応えるよう取り組んでまいります。

次に、予防業務についてであります。

本年度11月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせて約8,200件実施しており、ホテル、旅館、店舗などの不特定多数の方が出入りする防火対象物に加え、工場、事務所、倉庫などの防火対象物についても、定期的に査察を実施しております。

引き続き、違反のある防火対象物に対しては継続的な是正指導を行い、安心・安全な防火対象物の確保に向けて取り組んでまいります。

これから年末にかけては、火災が多発する時期でもあります。12月20日から31日まで、消防関係団体の皆様とともに年末特別火災予防運動を展開し、住民の防火意識の高揚と火災の発生防止に努めてまいります。

今後とも、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今岡芳徳） これより日程に入ります。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番、平川富章議員及び19番、稲葉誠一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（今岡芳徳） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３ 議席の指定並びに変更

議長（今岡芳徳） 次に、日程第３ 議席の指定並びに変更を行います。

今回新たに御当選されました小川善久議員を８番の議席に指定することといたします。並びにこれに関連し、八杉光乗議員の議席は９番に、奥陽治議員の議席は１０番に、石口智志議員の議席は１１番に、能宗正洋議員の議席は１２番に、田辺稔議員の議席は１３番に、連石武則議員の議席は１４番に、加藤吉秀議員の議席は１５番に議席を変更いたします。

この際、氏名標変更のため、暫時休憩いたします。このままでお待ちください。

午前１０時０７分休憩

午前１０時０８分再開

議長（今岡芳徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝広直幹） 本日、１２月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、本年度の消防行政と主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

初めに、消防行政についてであります。

本年、本消防組合管内においては大きな災害は発生していませんが、全国では災害による甚大な被害が発生し、自然災害に対する危機感を抱いた１年となりました。特に、能登半島地域では、復興に向けて進む中、９月には再び甚大な豪雨被害に見舞われました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本消防組合では、大規模災害への対応力向上を図るため、１０月に直下型の大規模地震

災害を想定した訓練を実施しました。警防本部の設置運営をはじめ緊急消防援助隊の受入れ、災害状況の把握、応援部隊の災害場所への配置などの確認を行いました。さらに、11月には、福山市総合防災訓練において、行政や関係機関とともに災害初期段階に優先すべき対応について確認をしました。

次に、主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

まず、車両整備についてであります。

7月に、北消防署駅家分署の救助工作車1台を更新し、運用を開始しました。今年度整備予定のそのほかの車両についても、年度内の運用開始に向け、準備を進めています。

南消防署瀬戸出張所改築事業については、2027年度、令和9年度の完了に向け、現在、基本設計及び実施設計の入札手続きを進めているところであります。

また、西消防署沼隈内海出張所改修事業については、来年度の工事着工に向け、実施設計を進めているところであります。

消防局訓練場整備については、2027年度、令和9年度の完了に向け、基本設計及び実施設計を行っているところであります。

本定例会では、報告案件として損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告についてを、議案としては令和5年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定や令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算のほか、条例の全部改正1件、一部改正3件を提出しております。

決算についての監査委員の指摘要望事項については、その対応策を講じ、事務事業のより適切かつ効率的な執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心に職員一丸となり消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

日程第4 報第3号 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第4 報第3号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 報第3号損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分は、２０２４年、令和６年８月７日午後１時３０分頃、北消防署の職員が災害出動のため、福山市東深津町一丁目の山手東手城幹線を救急車で走行中、南蔵王南手城幹線との交差点を直進しようとした際、左方向から走行してきた自動車と接触し、当該車両を損傷させたものであります。

その相手方に対する損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、管理者において専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により議会に御報告するものでございます。

賠償金額、賠償及び和解の相手方、専決年月日、専決番号等につきましては、議案に掲げているとおりであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして報第３号を終了いたします。

日程第５ 議第９号 令和５年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第５ 議第９号令和５年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（高卯文紀） 失礼いたします。議第９号令和５年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の１ページをお願いいたします。歳入歳出決算規模は、歳入決算額６５億８，６０８万７，３１４円、歳出決算額６４億５，１１８万６，１３５円で、歳入歳出差引き残額は１億３，４９０万１，１７９円となりました。

翌年度へ繰り越すべき財源１，１６８万４，０００円につきましては、北消防署駅家分署救助工作車整備事業に係る財源で、２０２３年度、令和５年度に収入したものを繰り越すものであります。

続きまして、２ページから３ページにかけましては、歳入の款及び項ごとに予算現額と収入済額との比較までについて記載をいたしております。

４ページから５ページにかけましては、歳出の款及び項ごとに予算現額と支出済額との

比較までについて記載いたしております。

なお、歳入歳出の決算内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

6ページから7ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の収入済額は60億1,561万7,000円で、歳入総額に占める割合は91.3%となっております。

また、構成団体別の負担金の内訳は、7ページに掲げているとおりであります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は806万3,231円で、主なものといたしましては、危険物取扱許可等手数料の593万3,150円であります。

第3款国庫支出金の収入済額は7,202万3,000円で、南消防署救助工作車及び瀬戸出張所高規格救急自動車の更新整備に係る消防施設整備費補助金であります。

第4款県支出金の収入済額は1,031万7,086円で、主なものといたしましては、G7広島サミットに係る消防・救急体制整備費補助金の866万5,086円であります。

第5款財産収入の収入済額は1万8,960円で、消防施設等維持整備基金の運用益金であります。

8ページから9ページをお願いいたします。第6款繰入金の収入済額は4,300万円で、主なものといたしましては、消防局屋上防水外壁改修、北消防署駅家分署屋根外壁・給排水・空調設備改修ほか4署所の改修に係る消防施設等維持整備基金繰入金であります。

第7款繰越金の収入済額は1億6,817万7,277円で、これは2022年度、令和4年度からの繰越金であります。

第8款諸収入の収入済額は8,347万760円で、内訳といたしましては、組合預金利子の614円と雑入の8,347万146円であります。

違約金及び延納利息の収入未済額22万6,800円につきましては、北消防署外1清掃業務委託に係る違約金であります。

次に、雑入の主なものといたしましては、広島県と福山市及び笠岡地区消防組合へ派遣した職員9人に係る派遣職員給与費負担金7,578万4,387円であります。

第9款組合債の収入済額は1億8,540万円で、主なものといたしましては、南消防署救助工作車及び南消防署瀬戸出張所高規格救急自動車など、車両の更新整備に係るもので

あります。

12ページから13ページをお願いいたします。続きまして、歳出であります。

第1款議会費の支出済額は273万5,863円であります。

第2款総務費の支出済額は7,348万8,359円で、主なものといたしましては、消防施設等維持整備基金への積立金6,381万8,960円であります。

14ページから15ページをお願いいたします。第3款消防費の支出済額は58億473万651円であります。主なものといたしましては、常備消防費で54億6,580万7,451円であります。

また、15ページ上段にお示ししています翌年度繰越額繰越明許費は1億6,918万円で、北消防署駅家分署救助工作車整備事業に係るものです。繰越理由といたしましては、車両シャシの納期が遅延したため、翌年度へ繰り越したものであります。

なお、各署所費の節、区分、支出済額につきましては、14ページから17ページにかけて掲げているとおりであります。

16ページ中段、消防施設費をお願いいたします。消防施設費の支出済額は3億3,892万3,200円であります。主なものといたしましては、消防車両等整備事業及び東消防署改修事業によるものであります。

なお、主要な施策につきましては、主要な施策の成果等説明書にお示しをいたしているとおりであります。

第4款公債費の支出済額につきましては、5億7,023万1,262円で、前年度決算と比較し1億553万円余の増となりました。主な要因といたしましては、2019年度、令和元年度借り入れの西消防署改築事業及び2021年度、令和3年度借り入れの高機能消防指令センター部分更新などに係る元金の償還が開始されたことによるものであります。

第5款予備費であります。充用はいたしておりません。

21ページから22ページをお願いいたします。財産に関する調書の1、公有財産の状況であります。土地及び建物につきまして、土地に係る増減はありませんが、建物については、東消防署の改修により非木造の行政財産が6.67平方メートル減少となりました。動産につきましては、増減はありません。

23ページをお願いいたします。2、物品、重要物品の状況ですが、当年度中における異動は、西消防署事務連絡車1台、深安消防署の指揮車1台をそれぞれ廃棄したことによ

る減と、南消防署瀬戸出張所へ小型動力ポンプ積載車を1台、北消防署へ非常用高規格救急自動車を1台配備したことによる増であり、年度末現在高は前年度と同様の134点となっております。

24ページをお願いいたします。3、基金の状況につきまして、繰入額が4,300万円、積立額が6,381万8,960円で、年度末現在高は前年度より2,081万8,960円増の1億8,595万2,178円となっております。

以上で令和5年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第6 議第10号 令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（今岡芳徳） 次に、日程第6 議第10号令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（高卯文紀） 失礼いたします。議第10号令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,460万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,135万1,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第5款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額1億2,320万7,000円の構成団体別の内訳につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおりであります。

第6款諸収入の項・目、雑入の補正予算額139万8,000円の増額につきましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金の増減分を整理するものであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第2款総務費の項・目、総務管理費一般管理費の補正予算額6,180万円につきましては、老朽化した消防庁舎改修等の財源確保のため、消防施設等維持整備基金積立金として計上をいたしております。

構成団体別の積立額は、福山市が4,680万円、府中市が990万円、神石高原町が510万円であります。

第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、給与改定、職員の変動等に伴います職員給与費及び共済費の増減分と派遣職員給与費負担金の減額分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額1,180万5,000円につきましては、会計収支調整のため増額するものであります。

13ページから16ページまでにお示ししている給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算額の概要につきましては、補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和6年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議第 11 号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の全部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第 7 議第 11 号福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼します。議第 11 号福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由及び改正内容ですが、本条例につきましても、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を規定していますが、本消防組合の構成市町である福山市と同様の基準を制定していることから、福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を準用するよう、全部改正をするものです。

次に、施行期日についてであります。

この条例は、公布の日から施行することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第 1 2 号 福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第 8 議第 1 2 号福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第 1 2 号福山地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、2024 年、令和 6 年の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に対して採られる給与改定の措置に鑑み、給料表の改定等、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、給料表の改定につきましては、国に準じて消防職給料表の給料月額を引き上げるものです。また、給与制度のアップデート措置に基づき、職務や職責をより重視した給料体系等を整備するものです。

次に、施行期日等についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、給料表の改定のうち（１）の改正は２０２４年、令和６年４月１日から、（２）の改正につきましては２０２５年、令和７年４月１日から適用することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議第１３号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第９ 議第１３号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼します。議第１３号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、特殊勤務手当に関する人事院規則の一部改正により、被災地に派遣されて災害対応に従事する国家公務員に対して適切に手当が支給されるよう災害応急作業等手当の見直しが行われたことを踏まえ、職員が大規模な災害に派遣され、災害応急対策業務に従事した場合の特殊勤務手当を規定すること等について、所要の改正を行うも

のであります。

次に、改正内容ですが、本消防組合の管轄区域以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策業務に従事した場合の特殊勤務手当について、1 勤務日当たりの手当額を、大規模災害の場合1, 080円、大規模災害かつ日没時から日の出時までの場合1, 620円、大規模災害かつ著しく危険であると認める区域の場合は2, 160円を支給することとし、同日に2以上に該当する場合は、最も高い額の手当を支給することとしております。

なお、支給に関し必要な事項については、規則に委任するものであります。また、併給禁止の規定に、当該手当を追加するものです。

次に、施行期日等についてであります。

この条例は、公布の日から施行することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第14号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（今岡芳徳） 次に、日程第10 議第14号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。議第14号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由についてですが、このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）が公布され、建築基準法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてですが、消防長または消防署長にスプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置又は変更の計画を届け出なければならない建築物として、このたびの建築基準法の改正により、指定確認検査機関による審査が可能となりました国、都道府県又は建築主事を置く市町村が計画する建築物を追加するものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今岡芳徳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（今岡芳徳） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（今岡芳徳） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今岡芳徳） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第3回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前 10 時 38 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 今 岡 芳 徳

福山地区消防組合議会議員 稲 葉 誠一郎

福山地区消防組合議会議員 平 川 富 章